

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	児童育成手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、児童育成手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和6年5月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童育成手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1. 東京都児童育成手当に関する条例(昭和44年東京都条例第109号)及び昭島市児童育成手当条例(昭和46年昭島市条例第28号)に基づき、父母の離婚等により父、母又は養育者に監護されている児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給する。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、現況届、その他届出の受理 ②上記の請求、その他届出に係る事実についての審査 ③上記の請求、その他届出の審査結果に係る決定、請求者等への通知</p>
③システムの名称	1. 児童育成手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

児童育成手当受給者台帳管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の2の項及び別表第2の24の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成29年昭島市規則第28号)第3条、第38条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	子ども子育て支援課長 小川 雅義	子ども子育て支援課長 辻 みえ子	事後	
平成29年5月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	
平成29年6月30日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号。以下「条例」という。)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の1の項及び別表第2の1の項	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号。以下「条例」という。)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の2の項及び別表第2の24の項	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	子ども子育て支援課長 辻 みえ子	子ども子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年12月8日 時点	平成31年1月15日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年12月8日 時点	平成31年1月15日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教育・啓発」までを追加	事後	
令和3年4月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号。以下「条例」という。)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の2の項及び別表第2の24の項	1. 番号法第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の2の項及び別表第2の24の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成29年昭島市規則第28号)第3条、第38条	事後	
令和3年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月15日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月15日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	I-5-① 部署	こども家庭部子ども子育て支援課	こども家庭部子ども未来課	事後	
令和6年5月24日	I-5-② 所属長の役職名	子ども子育て支援課長	子ども未来課長	事後	
令和6年5月24日	I-7 請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども子育て支援課 電話番号042-544-5111	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111	事後	
令和6年5月24日	I-8 連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども子育て支援課 電話番号042-544-5111	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111	事後	
令和6年5月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	